○新見公立大学履修規程

平成22年４月１日

規程第59号

改正　平成28年４月１日規程第59号

平成31年４月１日規程第59号

平成31年４月１日規程第59号

令和２年４月１日規程第59号

令和３年４月１日規程第59号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学学則（平成22年規則第１号。以下「学則」という。）第23条第２項及び第24条第３項の規定に基づき、授業科目の履修及び試験に関し、必要な事項について定めるものとする。

（授業科目の履修）

第２条　学生は、毎学期の履修登録期間内に履修しようとする、全ての授業科目を登録しなければならない。ただし、選択科目にあっては、開講から授業時数の３分の１を超えない日までに申し出れば履修科目の変更ができるものとする。

（履修単位の上限）

第２条の２　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、１年間に登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

(1)　健康保育学科　45単位

(2)　看護学科　45単位

(3)　地域福祉学科　45単位

２　前項に定める単位には、集中授業、インターンシップ関連科目及び教職教育科目の単位は含めない。

３　所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、履修確認届を提出することにより、前２項に規定する単位数の上限を超えて授業科目の履修登録を認めることができる。

（単位の授与）

第３条　履修科目の単位の認定は、試験によって行うものとする。ただし、試験に代えて論文、レポート等により行うことができる。

（試験の実施）

第４条　試験は、各授業科目の担当教員がこれを行う。

（追試験）

第５条　各授業科目の担当教員は、病気その他やむを得ない事情により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を実施することができる。

（再試験）

第６条　再試験は、原則として実施しない。

（受験資格等）

第７条　出席時数が授業時数の３分の２に満たない者は、単位の認定を受けることができない。

２　授業科目の担当教員は、対外交流に伴う届出のある欠席時数について、授業科目の履修に支障がないと認められる範囲内において、欠席時数とみなさないことができる。

３　試験の開始から30分を超えて遅刻した者は、試験を受けることができない。

４　試験の開始から30分を経過するまでは退室することができない。正当な理由なく退室する場合には、その試験は不合格とする。

（学生の責務）

第８条　授業科目の登録を変更しようとする者は、履修科目変更届を提出しなければならない。

２　学生は、学則、この規程及び授業科目の担当教員又は試験監督者の指示事項を遵守し、試験を受けなければならない。

３　追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は欠席の理由を証明する書類を添えて、当該試験の日から７日以内に追試験願を提出し、許可を得て試験を受けなければならない。

（試験監督者の責務）

第９条　試験監督者は、その授業科目の担当教員が行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

２　試験監督者は、試験が公正かつ正常に実施できるよう努めなければならない。

３　試験監督者は、試験の実施及び不正行為等の処置に関する全ての権限を有するものとする。

（成績の評価）

第10条　評点は100点満点とし、秀を90点以上、優を80点以上90点未満、良を70点以上80点未満、可を60点以上70点未満、不可を60点未満とする。

（不正行為とその処置）

第11条　試験における不正行為とは、カンニング行為、他人の論文・レポートの盗用、不正な引用等、公正な試験及び成績の評価が侵されると認められる全ての行為及び試験会場の秩序を乱すなど、正常な試験等の実施を妨害する行為をいう。

２　試験において不正行為を行った者は、当該科目を不合格とする。

３　試験中に学生の不正行為があった場合には、試験監督者は、関係資料を没収するとともに、当該学生を退室させなければならない。

４　不正行為に該当する事例が生じた場合は、試験監督者と教務課長で事実を確認し、当該学生の弁明を聴取した上で学長に報告して処置しなければならない。この場合、学長は教授会に報告するものとする。

５　不正行為が明確な意図を持って行われた場合又は試験等の実施に重大な影響を与えた場合には、懲戒処分の対象とする。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規程第59号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第59号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第59号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第59号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第59号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。